

長岡市監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年2月3日

長岡市監査委員 小嶋 洋 一  
同 野本 直 樹  
同 橋本 奈 奈  
同 丸山 広 司

監査の結果に基づく措置

令和7年度監査の結果に関する報告(令和8年1月7日 長岡市監査公表第2号分)

監 査 の 結 果	措 置	
	措置実施部局等	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b> <b>予定価格書の未開封とチェック体制の不備について</b> 随意契約に係る見積合せにおいて、あらかじめ決定した予定価格と複数の事業者から提示された見積金額とを比較し、予定価格以内の最低見積事業者と契約すべきところ、封入された予定価格書を未開封のまま、最低見積事業者を契約者として決定している。 市は、このようなミス防止するため、「契約執行事務チェックシート」を用いて、複数人による確認を行うこととしている。しかし、封入された予定価格書が未開封であったにもかかわらず、所属長はじめ複数人の職員が、開封を確認した旨の項目にチェックを入れている。 結果的に、最低見積金額は予定価格を下回っており、契約に影響がなかったとはいえ、このような事態は、事業者選定の公平性や事務の公正性を確保する観点から不適切と認められる。  必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。</p>	地域振興戦略部 栃尾地域事務所	<p>契約執行事務チェックシートの活用の徹底と契約執行事務に関係しない職員によるチェックを追加し、チェック体制を以下のとおり見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・チェックシート活用の徹底として、担当、係長は当然のこと、決裁者である所属長が常に「誤っているかもしれない」という気持ちで時間をかけてしっかりと目視しチェックすることを徹底する。</li><li>・これまで同一職員が行っていた予定価格の開封と見積り合わせを別の職員が行うこととし、開封ミスを防ぐとともに不正を防止し、事務の公正性を高める。</li><li>・支出負担行為時と支払が終わり簿冊に格納する際に、別の関係しない職員が第三者目線でチェックし「済」スタンプを押印することとし、チェック体制を見直す。</li></ul> <p>なお、上記の対策については、事務所職員に周知徹底し、このようなミスは事業者選定の公平性や事務の公正性を損ない、ひいては市民からの信用失墜につながりかねないことであるという認識を徹底します。</p>

